資料３

大規模小売店舗立地法

イオンモール郡山に係る手続きについて

１　届出の概要

２　届出審査スケジュール

３　（参考）福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出において述べた県意見及び要望

４　郡山市の意見及び住民の意見

５　商業まちづくり課及び関係機関の審査結果

６　事務局案について

届出書（写）	７ページ
イオンモール伊達　新設届の概要について	９ページ
郡山市の意見	１１ページ
商業まちづくり課及び関係機関の審査結果	１３ページ

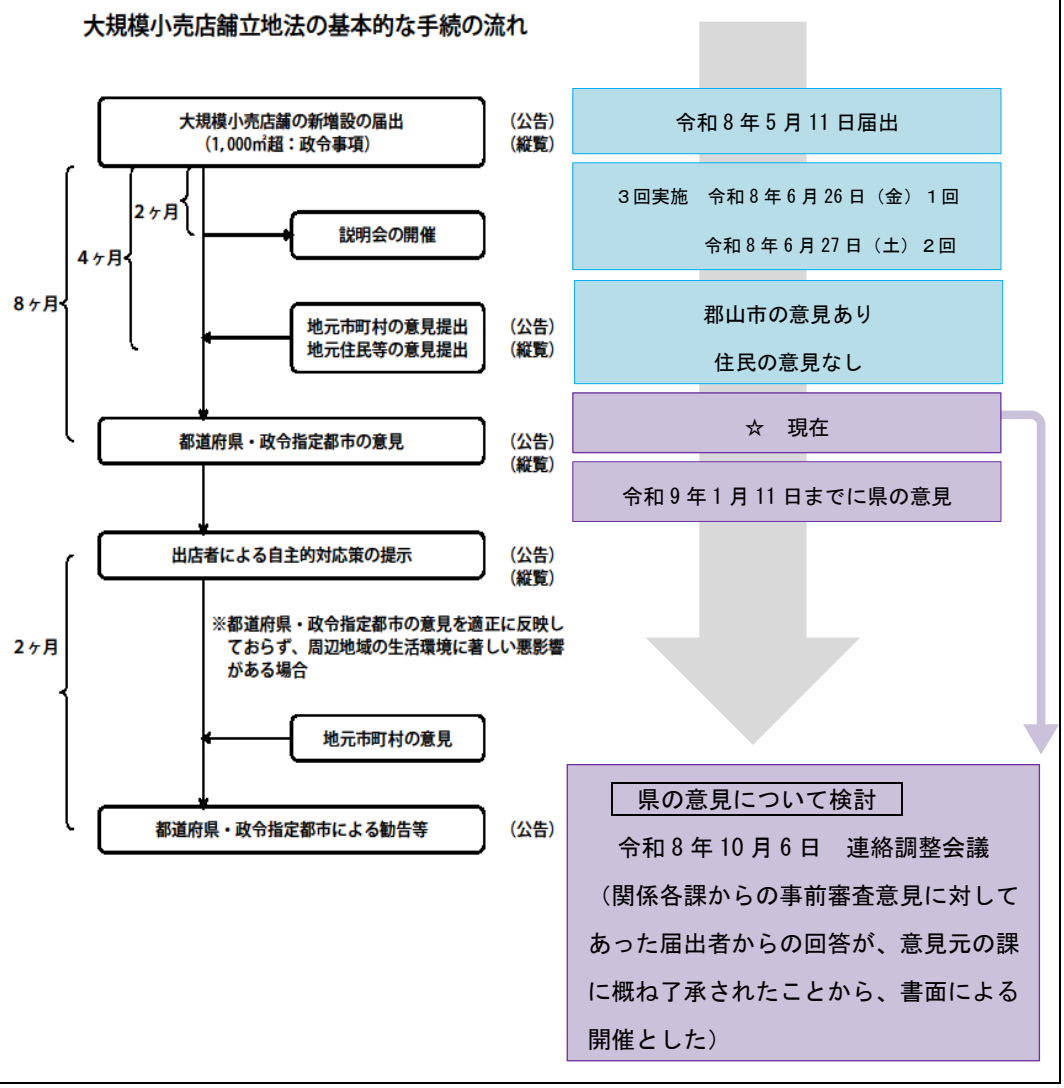
資料３

１　届出の概要

「イオンモール郡山」は、令和５年８月に一旦閉店した「ショッピングモールフェスタ」の後継店舗として計画され、令和９年春の開業を予定している。

届出対象の敷地における合計の小売店舗面積は 47,300 ㎡、駐車場収容台数 3,590 台。スーパーマーケット等の小売業以外にも、飲食、サービス等の併設施設として 15,600 ㎡を計画している。

２　届出審査スケジュール



資料３

３　（参考）福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出において述べた県意見及び要望

○　令和５年３月２０日届出

○　条例では、一定規模（店舗面積 8,000 ㎡）以上の小売商業施設（特定小売商業施設）を「新設（増築や用途変更により面積が増加する場合を含む）」する場合に、届出を義務付けている。これは特定小売業施設が新たに設置されることにより周辺市町村のまちづくりに与えるインパクトを問題視し、広域の見地から立地の適否について判断するもの。
（※対して、大規模小売店舗立地法は大型店周辺の生活環境の保持を趣旨とする）

○　特定小売商業施設を建て替えるケースでは、建て替え前店舗の立地による影響は既に周辺環境に織り込まれていることから、建て替え後の店舗で変更となる（増加する）面積が一定規模以上とならない限り新たなインパクトを生じさせるものとみなさず、条例上の「新設」としては取り扱わない。

○ 今回のケースでは、建て替え後に変更となる（増加する）店舗面積が一定規模以上となったことから、条例上、新設として届出を受け付けている。

＜参考：大規模小売店舗立地法に係る届出状況＞

旧店舗 ①ショッピングモールフェスタ（R5.9.1 廃止届出） 店舗面積 12,473 ㎡
②フェスタパワー（現在 2,486 ㎡に規模縮小し営業）店舗面積 13,544 ㎡
→ ①12,473 ㎡ ＋ ②13,544 ㎡ ＝（合計店舗面積）26,017 ㎡

計画店舗 イオンモール郡山 （R8.5.11 新設届出）店舗面積 47,300 ㎡

＜参考：商業まちづくり条例＞

（新設の届出）

第九条 特定小売商業施設の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であって、その変更により増加する店舗面積の算出が困難でないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他のときはその変更により増加する建物の延べ面積が基準延べ面積以上となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面（以下「新設届出書」という。）により、その旨を知事に届け出なければならない。

県からの意見　意見なし

県からの要望

株式会社日和田ショッピングモールに対する要望	**（株式会社日和田ショッピングモールの回答）**
(1)　交通対策について 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設に伴って懸念される渋滞及び周辺農道・市道等における交通事故について、関係機関と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。	⇒　大規模小売店舗立地法の届出に向けた交通対策の手続きの中で、郡山市と連携しながら、道路管理者および交通管理者と協議し、必要な対策を検討してまいります。
(2)　防災対策について 当該計画地は、阿武隈川水系藤田川に近く、国道４号との高低差がある土地であることから、周辺地域を含めた水害等への対策を考慮し、出店計画を進めること。	⇒　周辺地域における影響等にも配意しながら、郡山市の開発許可基準に沿って、必要施設の整備を検討いたします。
(3)　地域との連携について 県内外から多くの利用者が訪れることが想定されることから、関係市町村における商業まちづくりの取組と連携し、周辺地域への波及効果をもたらすし、地域振興に資する取組を行うこと。	⇒　関係市町村における商業まちづくりの取り組みと連携し、地元産品の積極的な活用・販売協力、イベントスペースの活用、地域周遊の仕組みづくりなど、関係市町村の商業振興の推進を図る取組を検討いたします。

郡山市に対する要望	（郡山市の回答）
(1)　交通対策について 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設に伴って懸念される渋滞及び周辺の農道・市道等における交通事項について、	⇒　地域の規模や配置(利用状況)等を十分に勘案しながら、届出者と連携を密にし、隣接道路や周辺道路における交通渋滞や交通事故等の防止のため、必要な

届出者と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。	対策に取り組んでまいります。
(2)　防災対策について 当該計画地は、阿武隈水系藤田川に近く、国道４号との高低差がある土地であることから、周辺地域を含めた水害等について、関係機関と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。	⇒　本市洪水ハザードマップにおいて当該地区は、想定される最大規模の洪水があった場合に、河川が溢れたり堤防が決壊したるすることによる浸水被害の発生が想定されている地区ではありませんが、関係機関と協議・連携しながら、必要な対策に取り組んでまいります。
(3)　宅地化対策について 当該計画地の周辺農地の転用による住環境の変化が懸念されるため、各種計画等に基づき、適切に対応すること。	⇒　周辺農地は市街化を抑制する市街化調整区域にあり、その開発転用にあたっては、今後も都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法をはじめとする各法令や本市各種計画に基づき、適切に対応してまいります。
(4)　地域との連携について 関係市町村の意見を踏まえ、広域的な商業まちづくりの推進のため、特定小売商業施設と地域との連携を図ること。	⇒　特定小売商業施設が広域的な商業まちづくりの推進に資するよう、届出者と連携を密にし、地域との連携に取り組んでまいります。

審議会から県に対する要望

県に対する要望

(1)　交通対策について

交通対策等について、大規模小売店舗立地法に基づき関係機関と十分な協議・調整を行いながら適切に対応すること。

資料３

４　郡山市の意見及び住民の意見

（１）郡山市の意見

・１１ページ参照

⇒周辺道路の交通渋滞を生じさせないよう、周辺道路や交通の管理者との協議・調整や、敷地内の案内・誘導等の対策を講じるよう求めた。

⇒法令上の必要が生じた場合に、適正に手続きを行うよう求めた。

（２）住民の意見

・なし

５　商業まちづくり課及び関係機関の審査結果

１３ページ以降参照

【案】

県の意見　なし

個別的要望事項　及び　一般的要望事項　あり

詳細は資料４のとおり

様式第１（規則第３条関係）

※受理年月日	令和 8.5.11
※受理番号	第659号
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 8 年 5 月 11 日

福島県知事　様

福島県郡山市日和田町字古舘 29
届出者　株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役　山菅 貴史

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地	名称　イオンモール郡山 所在地　郡山市日和田町字小原１番地 他 397 筆	
２　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称　イオン東北株式会社 氏名　代表取締役　西垣 幸則 住所　秋田県秋田市土崎港北一丁目６番 25 号 他、未定	
３　大規模小売店舗の新設をする日	令和９年１月 12 日	
４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計	47,300 ㎡	
５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		
（１）駐車場の位置及び収容台数	3,590 台	位置は別紙図面に記載
（２）駐輪場の位置及び収容台数	550 台	
（３）荷さばき施設の位置及び面積	481.5 ㎡	
（４）廃棄物等の保管施設の位置及び容量	200.5 ㎥	

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
	開店時刻		7：00
	閉店時刻		翌1：00
（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯			
	6：30	～	翌1：30
	一部、24時間		
（3）駐車場の自動車の出入り口の数及び位置			
	6ヵ所	位置は別紙図面に記載	
（4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			
荷さばき施設No.1	24時間		
荷さばき施設No.2	24時間		
荷さばき施設No.3	24時間		
荷さばき施設No.4	24時間		

資料３

イオンモール郡山　新設届の概要について

１　届出内容

○届出に関する事項

店舗名称及び所在地	イオンモール郡山 福島県郡山市日和田町字小原１番地ほか
届出者	株式会社日和田ショッピングモール
店舗面積	47,300㎡
届出日	令和８年５月１１日
開店予定日	令和９年１月１２日

○小売業者

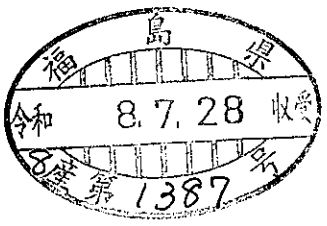
	小売業者の名称	**主な販売品目**	**店舗面積**	**開店時刻及び閉店時刻**
本棟	イオン東北株式会社	食料品、生活雑貨、衣類	13,751㎡	7:00～翌1:00
	未定	衣類、生活雑貨ほか	29,159㎡	7:00～翌1:00
	計	－	42,910.4㎡	
別棟①	未定	衣類ほか	4,165.6㎡	9:00～22:00
別棟③	未定	生活雑貨	224㎡	9:00～22:00
計		－	47,300㎡	(7：00～翌1：00)

○併設施設（小売業者以外）

	名称	**施設内容業種**	**併設施設面積**	**開店時刻及び閉店時刻**
本棟	未定	飲食、サービス	15,507㎡	7:00～翌1:00
別棟②	未定	コインランドリー	93㎡	24時間
計		－	15,600㎡	(0：00～24：00)

２　事業者が配慮すべき事項と対応内容

配慮事項	対応内容	届出書
(1)交通	ア　駐車場及び駐輪場の確保 ・駐車場の収容台数　　3,590台 （指針による必要駐車台数　3,583台） ・駐輪場の収容台数　550台 イ　駐車場出入口 ・駐車場出入口の数　6か所 ※新規開店時や繁忙期等混雑が見込まれる場合、交通整理員を適宜配置する。 ウ　交通処理について 通常想定される来退店経路の動線において、交通容量比、交差点需要率は届出施設の開店に伴う基準の超過は生じない。 一方で、滞留長は一部で基準を満たさない地点があるため、混雑時に対応した経路の誘導計画を設定するなどの対策を講じる。 エ　荷さばき施設の整備等 ・搬入車両の出入口は一般来客車両と共用するが、敷地内に専用の荷さばき施設を確保し、経路上で搬入車両の旋回を行わないことで、安全の確保に努める。 オ　歩行者 ・歩行者、自転車専用の出入口を設置する。	図６ 動線経路図 （届出1,5） （届出1,33） 図６ 動線経路図 （届出2,32） 交通計画資料 P9～14, P15～19, P20～32 図７ 建物配置図 （届出8～11, 33） 図６ 動線経路図 （届出33）
(2)騒音	騒音予測評価 ○等価騒音レベルの予測評価 ・すべての予測地点において、昼間、夜間とも環境基準を下回る。 ○夜間の個別騒音の最大値予測評価 ・一部の敷地境界では環境基準値を上回るものの、最寄りの住居立地地点では環境基準値を下回る予測結果となった。	（届出13～24 騒音34） （届出25～29 騒音35）
(3) 廃棄物	廃棄物等の保管について 廃棄物保管の施設容量は充分に確保されている。	図７ 建物配置図 （届出1,31,32）
(4)街並みづくり	○街並みづくりに配慮した計画とする ○光害対策に配慮した計画とする	付図３ 照度分布図 （届出37）
(5)防犯	○従業員による店舗敷地内の見回りを実施 ○駐車場に照明を適切に設置するほか、防犯カメラ及び看板を設置	（届出34）



8郡産政第974号
令和8（2026）年7月28日

福島県知事　内堀　雅雄　様

郡山市長　椎根　健雄
（公印省略）

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和8年5月19日付け8産第659号にて依頼がありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1　店舗の名称及び所在地
イオンモール郡山
郡山市日和田町字小原1番地ほか

2　届出内容
大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく新設

3　大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見
意見有り（別紙の事項について留意されるようお願いします。）

別紙

大規模小売店舗立地法に基づく届出（R8.5.11 届出 イオンモール郡山）に係る留意事項

1　駐車需要の充足等交通に係る事項（担当課：道路計画課、道路保全課）

来店又は退店車両のルート選定、適切な車線走行、その他安全で円滑な走行を促し、周辺道路の交通渋滞や交通障害を極力生じさせないこととすること。そのため、国、県及び市の各道路管理者並びに交通管理者と協議・調整を行い、店舗敷地内も含めた案内誘導看板・標識の設置、路面標示、交通誘導員の適切な配置等の有効な対策を講じること。

2　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮（担当課：ごみ減量推進課）

（１）廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。

（２）郡山市事業系一般廃棄物減量計画書を毎年度作成し、各年度の６月末までに市に提出すること。

3　防災・防犯対策への協力（担当課：セーフコミュニティ課）

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

4　騒音の発生に係る事項（担当課：環境保全センター）

原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の送風機（空気調和機や排煙機等）を設置する場合、騒音規制法に基づき事前の届出が必要である。

5　廃棄物に係る事項等（担当課：ごみ減量推進課）

（１）工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

（２）郡山市産業廃棄物処理指導要綱第 19 条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の 10 日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

6　その他（担当課：環境保全センター、公有資産マネジメント課）

（１）一定能力以上のボイラー等の大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設を設置する場合、設置の 60 日前までに届出が必要である。

（２）公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺環境への負荷低減に努めること。

（３）店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が 2,000 ㎡以上である。市街化区域内において、2,000 ㎡以上の一団の土地の売買など所有権等の移転を伴う契約を締結する場合、権利取得者(売買の場合は買主)は、契約を締結した日から２週間以内に国土利用計画法に基づく土地売買等届出を行う必要がある。

事務担当　郡山市農商工部産業雇用政策課　山野辺
TEL　024-924-2251
FAX　024-925-4225

資料３

商業まちづくり課及び関係機関の審査結果
【イオンモール郡山】

<table>
<tr><td rowspan="2">交通</td><td colspan="2">商業まちづくり課の意見</td></tr>
<tr><td colspan="2">
経路の周知方法について

広域的な経路の要所及び出入口に交通誘導員やサインを配置するほか、HP や場内アナウンスで経路の周知を図る計画であることから、「経路の周知方法」について支障はないと判断している。

交通安全対策（車両）について

開店時や繁忙期等の混雑が見込まれる日には交通整理員を適宜配置し、円滑な誘導に配慮する計画であることから、「交通安全対策（車両）」について配慮されていると判断している。

交通安全対策（歩行者）について

開店時や繁忙期等の混雑が見込まれる場合には交通誘導員を適宜配置することや、歩行者専用出入口及び通路を設け歩行者の安全を確保する計画であることから、「交通安全対策（歩行者）」について配慮されていると判断している。

交通に関する総合評価について

滞留長が不足するなど周辺交通への懸念に対し、交通協議がなされており場内誘導など対策が講じられていることから、交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断している。
</td></tr>
<tr><td></td><td>警察本部　交通規制課（令和８年６月１０日付け）</td><td>意見等対応</td></tr>
<tr><td></td><td>
経路の周知方法について

広域的な経路の要所及び出入口に交通誘導員やサインを配置するほか、ホームページや場内アナウンスで経路の周知を図る計画であることから、「経路の周知方法」について支障はないと判断している。

交通安全対策（車両）について

開店時や繁忙期等の混雑が見込まれる日には交通整理員を適宜配置し、円滑な誘導に配慮する計画であることから、「交通安全対策（車両）」については配慮されていると判断している。

交通安全対策（歩行者）について

駐車場内に車両の停止線と横断歩道を表示するほか、店舗開店時や繁忙期には交通整理員を適宜配置し、歩行者の安全確保に努める計画であることから、「交通安全対策（歩行者）」について配慮されていると判断している。
</td><td>
【一般的要望】
資料４
３-(2)-ア

【一般的要望】
資料４
３-(2)-イ

【一般的要望】
資料４
３-(2)-イ
</td></tr>
</table>

	交通に関する総合評価について 　滞留長が不足するなど周辺交通への懸念に対し、交通協議に基づき周辺道路改良及び場内誘導など対策が講じられていることから、交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断している。 **その他** 　開店当初は多くの来客が見込まれ、国道４号及び周辺道路の交通渋滞発生が容易に予想されることから、来退店経路の主要な箇所における案内・誘導員配置や各駐車場出入口及び駐車場内における交通整理員による車両の円滑な誘導等について十分配慮願いたい。	【一般的要望】 資料４ ３-(2)-ア,イ **【個別的要望】** **資料４** **２　○交通に係る事項**
	土木部（令和８年９月１日付け）	**意見等対応**
	交通に関する総合評価について **＜意見(質問事項)と設置者の回答(抄)＞** **① No.1 交差点の退店時の右折に係る滞留長が不足する状況に対し、場内誘導による回避方法（交通計画資料 P.17）** →（設置者回答）南下して退店する車両が集中した際は、場内の誘導により出入口⑤から出庫を促し、アンダーパスを抜け国道４号のランプに向かうよう誘導する。 **② No.2 交差点（一時停止交差点）の来店時の右折について、交通容量に余裕が見込まれないため、対策を講じること。（交通計画資料 P.24）** →（設置者回答）旧店舗での詰まりの要因は出入口での先詰まりによるもの。今回の計画では敷地をセットバックさせ常時左折可の専用レーンを設けた。繁忙期等の誘導員の配置については、今後道路管理者等の関係機関と協議の上、適切な計画を検討してまいる。 **③ No.4 交差点（一時停止交差点）の退店時の右折について、近隣交差点の影響を大きく受けることなどから、交通誘導員の配置等による対策を講じること。（交通計画資料 P.22）** →（設置者回答）交通容量比 0.540 は余裕のある数値と認識している。繁忙期等の誘導員の配置については、今後道路管理者等の関係機関と協議の上、適切な計画を検討してまいる。 **④ 出入口①の来店時の右折について、滞留長の不足への対**	**【個別的要望】** **資料４** **２　○交通に係る事項**

	策は「他の出入口へ誘導」とされているが、どのような誘導か。（交通計画資料 P.20） →（設置者回答）右折を阻害する対向直進車両はピーク時でも少ないため、比較的スムーズに入店できると考える。繁忙期等の誘導員の配置については、今後道路管理者等の関係機関と協議の上、適切な計画を検討してまいる。 **⑤ 開店後において、交通予測結果と乖離があり、周辺道路に渋滞が生じた場合には、速やかに各道路管理者と協議の上、必要な渋滞対策を講じること。（特異日においては、特に留意すること。）** →（設置者回答）関係機関とも協議の上、原因に応じた適切な対応を検討してまいる。なお、交通状況の継続的な把握に努めるとともに、状況に応じた誘導員の適切な配置を検討してまいる。 **⑥ 従前の店舗営業時における交通課題等に対する対応は。** →（設置者回答）国道４号からの入店に係る先詰まりには常時左折レーンを設けた（④回答）ほか、施設を周回できる道路を設置し敷地内で滞留させることで、周辺公道への影響の軽減を図る。また敷地と建物がひとつになったため、敷地内での車移動の発生も回避できると考えている。	
	郡山国道事務所（令和８年９月１５日付け）	**意見等対応**
	１．開店後において、交通予測結果と乖離があり、周辺道路に渋滞が生じた場合には、速やかに道路管理者と協議の上、必要な渋滞対策を講じること。 　特に、国道４号は交通量が多く、緊急輸送道路に指定されていることから、本線への車両滞留を生じさせないよう、万全の対策を講じること。 ２．開店時及び休日等において周辺道路に混雑が見込まれる場合には、周辺道路に誘導員を配置するなど対策を講じること。 ３．国道４号に関する道路工事については、道路法第２４条申請を行い、承認を得たうえで施工すること。 ４．上記内容に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、道路管理者と協議のうえ定めるものとする。	**【個別的要望】資料４ ２　○交通に係る事項**
	対応について	
	「個別的要望」による対応としたい。	

資料３

<table>
<tr><td rowspan="4">防犯</td><td colspan="2">商業まちづくり課の意見</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業時間外の駐車場出入口の閉鎖や店舗内防犯カメラの設置、従業員による店舗敷地内の定期的な見回りや声がけ等を実施する計画であることから、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断している。</td></tr>
<tr><td>警察本部　生活安全企画課（令和８年６月１０日付け）</td><td>意見等対応</td></tr>
<tr><td>営業時間外の駐車場出入口の閉鎖や店舗内防犯カメラの設置、従業員による店舗敷地内の定期的な見回りや声がけ等を実施する計画であることから、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断している。</td><td>【一般的要望】
資料４
３-(3)-ア</td></tr>
<tr><td colspan="3">対応について</td></tr>
<tr><td colspan="3">「一般的要望」による対応としたい。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">騒音</td><td colspan="2">商業まちづくり課の意見</td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音予測の結果、一部地点では基準値を超過する予想ではあるが、騒音源である作業騒音に注意を払うことで静穏の維持は可能であると想定されており、生活環境への影響は小さいと判断する。</td></tr>
<tr><td>生活環境部（令和８年８月７日付け）</td><td>意見等対応</td></tr>
<tr><td>（水・大気環境課）
夜間の騒音レベルの最大値が複数地点で基準値を超過していることから、実行可能な騒音防止対策を講じること。なお、騒音規制を所管する立地市町村から意見があった場合には、それに基づき対応すること。
（県中地方振興局）
騒音予測の結果、一部地点では基準値を超過する予想ではあるが、騒音源である作業騒音に注意を払うことで静穏の維持は可能であると想定されており、生活環境への影響は小さいと判断する。</td><td>【一般的要望】
資料４
３-(4)

【一般的要望】
資料４
３-(4)</td></tr>
<tr><td colspan="3">対応について</td></tr>
<tr><td colspan="3">「一般的要望」としたい。</td></tr>
</table>

資料３

廃棄物	商業まちづくり課の意見	
	廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。	
	生活環境部（令和８年８月７日付け）	**意見等対応**
	（一般廃棄物課） 廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。 なお、郡山市は県内の市の中でも１人１日当たりのごみ排出量が最も多いことから、届出者が掲げている廃棄物の減量化計画及びリサイクル計画に則り、ごみの減量化及びリサイクルに取り組むよう意見を付します。	【一般的要望】 資料４ ３－(5)
	（県中地方振興局） 廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。	【一般的要望】 資料４ ３－(5)
	対応について	
	「一般的要望」による対応としたい。	

街並みづくり	商業まちづくり課の意見	
	周辺との調和に配慮したものとする計画であり、また、照明の向きや明るさ等にも配慮して計画することとしており、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。	
	生活環境部（令和８年８月７日付け）	**意見等対応**
	（自然保護課） 郡山市景観づくり条例に従って手続きを進める計画としているため、支障なし。	【一般的要望】 資料４ ３－(6)－ア
	（県中地方振興局） 周辺との調和に配慮したものとする計画であり、また、照明の向きや明るさ等にも配慮して計画することとしており、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。 景観法については所管の郡山市に確認すること。	【一般的要望】 資料４ ３－(6)－ア,イ
	対応について	
	「一般的要望」による対応としたい。	

資料３

市・住民意見	郡山市の意見（令和８年９月２８日付け）	意見等対応
	１ 駐車需要の充足等交通に係る事項 来店又は退店車両のルート選定、適切な車線走行、その他安全で円滑な走行を促し、周辺道路の交通渋滞や交通障害を極力生じさせないこととすること。そのため、国、県及び市の各道路管理者並びに交通管理者と協議・調整を行い、店舗敷地内も含めた案内誘導看板・標識の設置、路面標示、交通誘導員の適切な配置等の有効な対策を講じること。	**【個別的要望】** **資料４** **２　○交通に係る事項**
	２ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 （１）廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。 （２）郡山市事業系一般廃棄物減量計画書を毎年度作成し、各年度の６月末までに市に提出すること。	【一般的要望】 資料４ ３-(5)
	３ 防災・防犯対策への協力 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。	【一般的要望】 資料４ ３-(3)
	４ 騒音の発生に係る事項 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の送風機（空気調和機や排煙機等）を設置する場合、騒音規制法に基づき事前の届出が必要である。	【一般的要望】 資料４ ３-(4)
	５ 廃棄物に係る事項等 （１）工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。 （２）郡山市産業廃棄物処理指導要綱第 19 条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の 10 日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。	【一般的要望】 資料４ ３-(5)
	６ その他 （１）一定能力以上のボイラー等の大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設を設置する場合、設置の 60 日前までに届出が必要である。 （２）公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺環境への負荷低減に努めること。	【一般的要望】 資料４ ３-(1)-ア

	（３）店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が 2,000 ㎡以上である。市街化区域内において、2,000 ㎡以上の一団の土地の売買など所有権等の移転を伴う契約を締結する場合、権利取得者(売買の場合は買主)は、契約を締結した日から２週間以内に国土利用計画法に基づく土地売買等届出を行う必要がある。	
	住民等の意見	**意見等対応**
	提出なし	なし